

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7-001-20 改2
提出年月日	2020年6月5日

基本設計方針に関する説明資料

【第24条 熱遮蔽材】

- ・ 要求事項との対比表
(設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式-7)
- ・ 各条文の設計の考え方
(設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式-6)
- ・ 先行審査プラントの記載との比較表

2020年6月

東京電力ホールディングス株式会社

【第24条 熱遮蔽材】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
<p>（熱遮蔽材）</p> <p>第二十四条 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉圧力容器には、これを防止するため熱遮蔽材を施設しなければならない。①</p> <p>2 前項の熱遮蔽材は、熱応力による変形により発電用原子炉の運転に支障を及ぼすことがないように施設しなければならない。①</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第2項に規定する「支障を及ぼすことがない」とは、遮蔽材自身が発生する熱等による変形が原子炉圧力容器の内部構造物に過度の変形を及ぼすことのないように熱遮蔽材の材料、構造及び取付方法等を考慮すること。</p> <p>①</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>熱遮蔽材は設けない設計とする。</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>熱遮蔽材は設けない設計とする。</p> <p>①【24条1】</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>該当箇所なし</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>該当箇所なし</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・柏崎刈羽7号機では、熱遮蔽材は施設しない。</p> <p>・差異なし。</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>原子炉本体</p> <p>1. 炉心等</p> <p>— 以下余白 —</p>

【第 24 条 熱遮蔽材】

— : 該当なし
 ※ : 条文全体に関わる説明書
 ■ : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第 24 条 (熱遮蔽材)					
1. 技術基準規則の条文, 解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	説明資料等
①	原子炉圧力容器への熱遮蔽材の施設	ABWR プラントのため, 熱遮蔽材を施設しない旨を記載する。	1 項 2 項	1	—
2. 設置許可本文のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			説明資料等
—	—	—			—
3. 設置許可添八のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			説明資料等
—	—	—			—
4. 詳細な検討が必要な事項					
No.	記載先				
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書				

先行審査プラントの記載との比較表（原子炉本体の基本設計方針）

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所7号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	東海第二発電所との比較
			<p>なお、熱遮蔽材は設けない設計とする。 【24条1】</p>	<p>差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所